

西濃用水第三期地区

揖東幹線水路

揖東西郡分水工水位調節ゲート設計・改修工事

特 別 仕 様 書

東海農政局西濃用水第三期農業水利事業所

項 目	内 容														
第1章 総則	<p>西濃用水第三期地区揖東幹線水路揖東西郡分水工水位調節ゲート設計・改修工事の設計・施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「調査・測量・設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書（設）」という。）及び「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）並びに「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。</p> <p>同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>なお、本工事は、水門設備の設計・施工一括発注方式の試行対象工事である。</p>														
第2章 工事内容	<p>1. 目 的</p> <p>本工事は、西濃用水第三期事業計画に基づき、揖東幹線水路揖東西郡分水工の水門設備を改修するもので、設計・施工一括発注方式を採用することにより、発注者、受注者の責任の分担を明確化し、受注者が有する技術力及び経験を活用することで工事費及び維持管理費の縮減を図ることを目的とした工事である。</p> <p>2. 工事場所</p> <p>岐阜県揖斐郡揖斐川町上ミ野地内</p> <p>3. 工事概要</p> <p>本工事は、揖東幹線水路揖東西郡分水工水位調節ゲート水門設備及びその他付帯設備等の設計・製作・据付を一体的に行う設計・施工一括発注方式の工事で、その概要は次のとおりである。</p> <table border="0" data-bbox="443 891 1241 1120"> <tr> <td>(1) 水位調節ゲート水門設備実施設計</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>(2) 水位調節ゲート水門設備製作・据付</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1) ゲート設備</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td> 2) 操作設備</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td> 3) 計測機器</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td> 4) 電気設備</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>(3) 既設水位調節ゲート設備撤去</td> <td>1 式</td> </tr> </table> <p>4. 工事数量</p> <p>別紙「工事数量表」及び別紙1「設計作業項目内訳表」のほか、第10章設計、第11章構造及び製作、第13章電気通信設備に示すとおりである。</p> <p>5. 施工範囲</p> <p>(1) 本工事は、施工範囲は第2章3. 工事概要に示す設備の設計、撤去、製作、輸送、据付、試運転調整及び操作説明までの一切とする。</p> <p>(2) 次に示すものは本工事は、施工対象外とする。</p> <p> 1) 仮締切工事及び水替工事（ただし、局部的な小水替は受注者が行うものとする。）</p>	(1) 水位調節ゲート水門設備実施設計	1 式	(2) 水位調節ゲート水門設備製作・据付		1) ゲート設備	1 式	2) 操作設備	1 式	3) 計測機器	1 式	4) 電気設備	1 式	(3) 既設水位調節ゲート設備撤去	1 式
(1) 水位調節ゲート水門設備実施設計	1 式														
(2) 水位調節ゲート水門設備製作・据付															
1) ゲート設備	1 式														
2) 操作設備	1 式														
3) 計測機器	1 式														
4) 電気設備	1 式														
(3) 既設水位調節ゲート設備撤去	1 式														
第3章 施工条件	<p>1. 工期</p> <p>本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記別紙様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。</p> <p>ただし、受注者は、発注者が本工事は、積算上の工期としている293日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。</p> <p>工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。</p> <p>全体工期：契約締結の日から令和9年2月24日（工事完了期限日）まで</p>														

項 目	内 容
<p>2. 工程制限</p> <p>3. 工事期間中の休業日</p> <p>4. 作業時間の制限</p> <p>5. 施工しない日</p> <p>6. 施工しない時間帯</p> <p>7. 現場技術員</p>	<p>※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。</p> <p>据付工事は、令和8年10月16日より着手可能である。</p> <p>工事期間中の休業日は次のとおりとする。 (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。 (2) 現場据付の工事期間には雨天、休日等14日を見込んでいる。 (なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇である。)</p> <p>周辺道路からの資材搬入は、午前8時以降から午後5時までとする。</p> <p>原則、土曜日及び日曜日、大型連休（5月4日～5月6日）、夏季休暇、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。 ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>原則、平日の午後5時から午前8時まで。 なお、気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>本工事は、共通仕様書(施)第1章1-1-12に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。</p>
<p>第4章 現場条件</p>	
<p>1. 搬入路</p> <p>2. 第三者に対する措置</p>	<p>現場への搬入路は、10t車の進入が可能である。</p> <p>(1) 保安対策 本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) その他 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。</p>
<p>第5章 提出図書等</p>	
<p>1. 設計業務実施計画書</p> <p>2. 設計業務報告書</p> <p>3. 承諾図書</p> <p>4. 施工図</p>	<p>契約後速やかに設計条件、要求性能、工程等を記載した設計業務実施計画書を提出するものとする。</p> <p>着工後35日以内に実施設計を完了し、設計業務報告書を提出するものとする。</p> <p>共通仕様書(施)第1章1-1-7に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は実施設計の完了から15日以内に提出するものとする。 また、承諾・不承諾は提出があった日から7日以内に文書で通知するものとする。</p> <p>受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し又は回復等の処置を講ずるものとする。</p>
<p>第6章 仮設</p>	

項 目	内 容												
1. 工事用電力	据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。												
第7章 工事用地等													
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)は、揖東西郡分水工内である。												
2. 工事用地等の使用及び返還	工事用地等以外の用地が受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地及び返還をするときは監督職員に報告するものとする。												
第8章 貸与する資料等													
1. 貸与する資料	本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。 (1) 資料名 昭和57年度西濃用水地区揖東幹線水路水門扉製作据付工事完成図書 (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで (3) 返納場所 西濃用水第三期農業水利事業所 (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。												
第9章 試運転調整	本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電力料金(基本料金・使用料金)は受注者において負担する。 なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。												
第10章 設計													
1. 一般事項	(1) 本ゲート設備の設計に当たっては、共通仕様書(設)第2章設計業務及び共通仕様書(施)第4章に基づき実施するものとする。 (2) 設計は、第8章第1項の貸与する資料等について照査し、第18章設計施工に係る事項第3項に示す作業項目及び内容について行うものとする。 (3) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。 (4) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。 (5) 運転が確実に操作の容易なものとする。 (6) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。												
2. 実施設計において適用する図書	設計の基本事項に関しては、次の技術基準等を優先して適用するものとする。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>発 行 所</th> <th>制定(改訂)年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)</td> <td>(一社)農業土木事業協会</td> <td>平成21年3月</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>電気設備計画設計技術指針(高低圧編)</td> <td>(一社)農業土木機械化協会</td> <td>令和元年9月</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月	1	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)	(一社)農業土木事業協会	平成21年3月	2	電気設備計画設計技術指針(高低圧編)	(一社)農業土木機械化協会	令和元年9月
番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月										
1	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)	(一社)農業土木事業協会	平成21年3月										
2	電気設備計画設計技術指針(高低圧編)	(一社)農業土木機械化協会	令和元年9月										
3. 実施設計において参考にする図書	設計作業の参考とする図書は、共通仕様書(設)第2-1条によるほか次表によるものとする。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>発 行 所</th> <th>制定(改訂)年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>水門鉄管技術基準</td> <td>(社)電力土木技術</td> <td>平成19年9月</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月	1	水門鉄管技術基準	(社)電力土木技術	平成19年9月				
番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月										
1	水門鉄管技術基準	(社)電力土木技術	平成19年9月										

項 目	内 容																																
		協会																															
	2	配電盤・制御盤の耐震設計指針 (JEM-TR144)	(一社)日本電機工業会 平成29年3月																														
	3	雷害対策設計施工要領(案)・同解説	(一社)建設電気技術協会 平成18年11月																														
	4	耐雷対策設計ガイド	(一社)日本雷保護システム工業会 平成28年1月																														
4. 実施設計における参考図書及び貸与資料の取扱	<p>2. 及び3. に示す参考図書及び貸与資料の取扱は次のとおりとする。</p> <p>(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																																
5. 実施設計における留意点	<p>実施設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。</p> <p>(2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3) 2. 及び3. 並びに共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。</p> <p>(5) 数量計算に当たっては、施設機械工事等数量算出要領(案)に基づき行うものとし、それ以外については、監督職員と協議するものとする。</p>																																
6. 実施設計の範囲	<p>受注者は、設計図書に記載されている基本設計条件に基づき細部の設計及び施工に必要な仮設等の設計を実施するものとし、実施設計作業項目内訳表は別紙1による。</p>																																
7. 実施設計における打合せ	<p>共通仕様書(設)第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>初 回 設計作業着手の段階</p> <p>第2回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p>																																
8. 実施設計における成果物	<p>成果物は、工事完成図書と同冊で提出するものとする。</p>																																
9. 設計諸元	<p>本ゲート設備計画は、次の条件により設計するものとする。</p> <table border="0" data-bbox="432 1592 963 1937"> <tr><td>1</td><td>形 式</td><td>起伏ゲート</td></tr> <tr><td>2</td><td>門 数</td><td>1 門</td></tr> <tr><td>3</td><td>ゲート敷高</td><td>EL 34.548m</td></tr> <tr><td>4</td><td>ゲート材質</td><td>ステンレス</td></tr> <tr><td>5</td><td>最高起立レベル</td><td>EL 36.650m</td></tr> <tr><td>6</td><td>設計水位</td><td>EL 36.850m</td></tr> <tr><td>7</td><td>設計水深</td><td>2.302m</td></tr> <tr><td>8</td><td>水路幅</td><td>4.00m</td></tr> <tr><td>9</td><td>開閉速度</td><td>全開又は全閉に要する時間 10~20min</td></tr> <tr><td>10</td><td>準拠基準</td><td>共通仕様書(施)第4章4-1-2による。</td></tr> </table> <p>なお、既設ゲート材質はSS材であるが、本工事ではSUS材で設計、製作するものとする。</p>			1	形 式	起伏ゲート	2	門 数	1 門	3	ゲート敷高	EL 34.548m	4	ゲート材質	ステンレス	5	最高起立レベル	EL 36.650m	6	設計水位	EL 36.850m	7	設計水深	2.302m	8	水路幅	4.00m	9	開閉速度	全開又は全閉に要する時間 10~20min	10	準拠基準	共通仕様書(施)第4章4-1-2による。
1	形 式	起伏ゲート																															
2	門 数	1 門																															
3	ゲート敷高	EL 34.548m																															
4	ゲート材質	ステンレス																															
5	最高起立レベル	EL 36.650m																															
6	設計水位	EL 36.850m																															
7	設計水深	2.302m																															
8	水路幅	4.00m																															
9	開閉速度	全開又は全閉に要する時間 10~20min																															
10	準拠基準	共通仕様書(施)第4章4-1-2による。																															

項 目	内 容
10. 材 料	<p>(1) 主要材料は、JIS 規格品、又は同等品以上とする。</p> <p>(2) 構造計算の結果、決定する使用材料は、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等を提出し、監督職員の承諾を受けるものとする。</p>
第 11 章 構造及び製作	<p>1. 一般事項</p> <p>(1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第 2 章「機器及び材料」及び第 4 章「水門設備」によるものとする。</p> <p>(2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第 3 章「共通施工」及び第 4 章「水門設備」によるものとする。</p> <p>(3) 本設備は、共通仕様書（施）第 4 章「水門設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。</p> <p>(4) 水門設備の主要部は運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。</p>
第 12 章 運転操作・制御方式	<p>1. 運転管理</p> <p>機側における運転管理の内容は別紙 2 「管理項目表」のとおりとする。 なお、将来は遠方（中央管理所）から受益地区全体の主要施設を集中管理して操作を行う予定であるので、別紙 2 「管理項目表」に基づき情報伝送に必要な端子を設けるものとする。信号等情報の受渡し方法は、次による。 制御信号 有電圧連続 a 接点 監視信号 無電圧連続 a 接点 計測信号 DC4～20mA</p> <p>2. 運転操作</p> <p>水門設備の運転操作内容は、別紙 3 「運転操作要領」のとおりとする。</p>
第 13 章 電気通信設備	<p>1. 一般事項</p> <p>(1) 高圧受変電設備、高低圧動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」（令和元年 7 月農林水産省農村振興局整備部設計課）に準ずるものとする。各設備、機器、器具ごとの仕様、適用規格等（JIS、JEC、JEM 等）は、共通仕様書（施）及び関係諸基準に準ずるものとする。</p> <p>(2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする</p> <p>(3) 外部から引込み又は引出す電源線・信号線等の接続部には、避雷器等を設置し雷害対策を行うものとする。</p> <p>(4) 回路構成等</p> <p>1) ゲート設備の主回路及び制御回路を内蔵し、かつ簡単な回路設計を基本とする。</p> <p>2) 盤内照明は LED 灯とし、ドアスイッチにより点滅するものとする。</p> <p>3) スペースヒータはスナップスイッチ及びサーモスタットにより、入・切する。</p> <p>4) 遠方操作は水管理制御設備（別途施工）から行えるものとし、信号の受渡しは、第 12 章によるものとする。</p> <p>(5) 指示計及び表示灯</p> <p>1) 電圧計、電流計は広角形とし、電流計はモータごとに対応させる。</p> <p>2) 状態表示及び故障表示は集合表示としランプテストができるものとする。</p> <p>3) 計器類及び表示等は外部より見やすい位置に配置するものとする。</p> <p>(6) 設置場所</p> <p>機側操作盤は、現位置に設置することを想定しているが、実施設計により決定する。</p> <p>2. 設備概要</p> <p>本水門設備の電気設備は、中部電力株式会社 200V（三相 3 線、60Hz）で受電している。</p>

項 目	内 容
3. 負荷設備等	<p>(1) 負荷設備（油圧ユニット）</p> <p>1) 油圧シリンダ ラム径 180 mm</p> <p>2) 油圧定格圧力 100 kg/cm²</p> <p>3) タンク容量 75ℓ以上</p> <p>4) モータ容量 2.2 kW</p> <p>5) ポンプ吐出量 $2.9 \times 10^{-3} \ell/\text{rev}$</p> <p>なお、詳細は実施設計による。</p> <p>(2) 機側操作盤</p> <p>1) 機器仕様</p> <p>①形 式 屋外自立閉鎖形 1面</p> <p>②材 質 SUS</p> <p>③用 途 水門扉数 1門 駆動方式 油圧式</p> <p>④盤面取付機器、盤内取付機器 1式</p> <p>なお、詳細は、実施設計による。</p> <p>(3) 計測機器</p> <p>1) 水位計</p> <p>①形 式 電波式</p> <p>②出力信号 DC4~20mA</p> <p>③測定範囲 0~30m</p> <p>④精 度 ±1.0 cm</p> <p>⑤許容負荷抵抗 360Ω程度</p> <p>⑥配線方式 2線式</p> <p>⑦電 源 DC16~36V</p> <p>⑧数 量 1個</p> <p>なお、詳細は実施設計による。</p>
第14章 塗 装	
1. 一般事項	<p>(1) 外注品の塗装仕様についてはメーカー標準仕様とし、塗装色は青系とする。 なお、電気盤の塗装色は、5Y7/1とする。</p> <p>(2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。</p> <p>(3) 扉体、戸当り及び開閉装置のステンレス部材並びにコンクリート埋設部材については塗装を行わないものとする。なお、ステンレス部材は、酸洗いを十分に行うものとする。</p>
2. 施工方法	<p>(1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、層ごとに色分けを行い施工するものとする。</p> <p>(2) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。</p>
第15章 据 付	<p>受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。 なお、その経費については別途協議するものとする。</p>
1. 一般事項	<p>据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。</p>
2. 据付基準点	<p>本工事の据付基準点は、契約後指示する。</p>
3. 機械設備	<p>(1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。</p> <p>(2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意</p>

項 目	内 容											
4. 電気設備	<p>するものとする。</p> <p>(3) 扉体の据付に当たっては、損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付なければならない。</p> <p>(4) 小配管設備の振動絶縁等が必要な所にはフレキシブルジョイントを設けるものとする。</p> <p>(1) 配管は露出配管を原則とするが実施設計により決定する。</p> <p>(2) 監督職員の指示する既設の引込柱を使用するものとする。</p> <p>(3) 電気設備技術基準に基づき、必要な個所に E 種接地を設けるものとする。</p> <p>(4) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になるようにしなければならない。</p> <p>(5) 電気盤、電気設備用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。</p> <p>なお、電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」、電気設備用配管類については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。</p> <p>また、耐震クラスは「配電盤・制御盤の耐震設計指針」に示す A クラス以上とする。</p> <p>(6) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。</p> <p>なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。</p>											
5. 仮設工	<p>仮締切は水位調節ゲート上流側に別工事にて設置されている角落しゲートで止水する。漏水等に対する止水対策等が必要な場合は、別途協議するものとする。</p>											
6. 据付材料	<p>本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第 2 章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>(1) 見本又は資料の提出</p> <p>下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="454 1234 1332 1346"> <thead> <tr> <th>据付材料名</th> <th>提出資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンカーボルト</td> <td>カタログ、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>その他監督職員が指示するもの</td> <td>試験成績書、見本、カタログ等</td> </tr> </tbody> </table>	据付材料名	提出資料	アンカーボルト	カタログ、試験成績書	その他監督職員が指示するもの	試験成績書、見本、カタログ等					
据付材料名	提出資料											
アンカーボルト	カタログ、試験成績書											
その他監督職員が指示するもの	試験成績書、見本、カタログ等											
7. 建設資材廃棄物等の搬出	<p>本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、監督職員と協議するものとする。</p>											
8. 工事現場発生材	<p>共通仕様書(施)第 1 章 1-1-23 に示す工事現場発生材は、下記に示す材料を想定している。保管場所は監督職員が指示するものとし、運搬にかかる費用は監督職員と協議するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機側操作盤、引込開閉器盤 ・電線、電線管 ・油圧ユニット、油圧シリンダ、油圧配管 ・扉体 ・戸当り 											
9. 特定建設資材の分別解体等	<p>本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="432 1825 1406 2018"> <thead> <tr> <th></th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">の 工 作 業 内 容</td> <td>①仮設</td> <td>仮設工事 ■有 □無</td> <td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>②土工</td> <td>土工工事 □有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>		工程	作業内容	分別解体等の方法	の 工 作 業 内 容	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	工程	作業内容	分別解体等の方法									
の 工 作 業 内 容	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用									
	②土工	土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用									

項 目	内 容																			
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																	
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																	
	⑥その他	その他 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																	
<p>第 16 章 試験及び検査</p> <p>1. 検測又は確認（施工段階確認）</p>	<p>(1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。</p> <p>1) 施設機械等工事</p> <table border="1" data-bbox="454 790 1430 1400"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 790 550 831">工種</th> <th data-bbox="550 790 794 831">確認内容</th> <th data-bbox="794 790 1013 831">確認時期</th> <th data-bbox="1013 790 1233 831">遠隔確認対象</th> <th data-bbox="1233 790 1430 831">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 831 550 1133">河川・水路用水門設備</td> <td data-bbox="550 831 794 1133">施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第1節「直接測定による出来形管理」による</td> <td data-bbox="794 831 1013 1133">施設機械工事等施工管理基準第1編第1章第1節総則による</td> <td data-bbox="1013 831 1233 1133">○</td> <td data-bbox="1233 831 1430 1133"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1133 550 1400"></td> <td data-bbox="550 1133 794 1400">施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第2節「品質管理」による</td> <td data-bbox="794 1133 1013 1400">同上</td> <td data-bbox="1013 1133 1233 1400">○</td> <td data-bbox="1233 1133 1430 1400"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※遠隔確認の対象については、対象とするものに○を記載する。</p> <p>(2) (1) の 1) の表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。</p> <p>(3) 工場で行う施工段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。</p>					工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考	河川・水路用水門設備	施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第1節「直接測定による出来形管理」による	施設機械工事等施工管理基準第1編第1章第1節総則による	○			施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第2節「品質管理」による	同上	○	
工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考																
河川・水路用水門設備	施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第1節「直接測定による出来形管理」による	施設機械工事等施工管理基準第1編第1章第1節総則による	○																	
	施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第2節「品質管理」による	同上	○																	
<p>第 17 章 施工管理等</p> <p>1. 主任技術者等の資格</p> <p>2. 施工管理</p>	<p>主任技術者又は監理技術者は、次に示す資格を有するものでなければならない。</p> <p>ア 主任技術者 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること。</p> <p>イ 監理技術者 ①建設業法第15条第2号イ又はハに該当する者であること。 ②監理技術者資格者証を有する者であること。 ただし、監理技術者資格証を平成16年3月1日以降に交付されてる場合は、講習修了証についても有する者であること。</p> <p>施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。</p>																			

項 目	内 容
<p>3. 工事写真における黑板情報の電子化</p>	<p>なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。</p> <p>（１）使用する機器・ソフトウェア</p> <p>受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「施設機械工事等施工管理基準 第１編 共通編 第２章 撮影記録による施工管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p> <p>（２）機器等の導入</p> <p>１）黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</p> <p>２）受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>（３）黑板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <p>１）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p> <p>２）本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第１編共通編 第２章撮影記録による施工管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す写真編集には該当しないものとする。</p> <p>３）黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>（４）写真の納品</p> <p>受注者は、（３）に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。</p> <p>なお、受注者は納品時に URL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>（５）費用</p> <p>機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。</p>
<p>4. 工事現場等における遠隔確認について</p>	<p>（１）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。</p> <p>（２）遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。</p> <p>（３）農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microfost Teams である。</p> <p>（４）通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。</p>

項 目	内 容																					
<p>第 18 章 設計施工に係る事項</p> <p>1. 費用の負担</p> <p>2. 設計条件等の提示確認</p> <p>3. 設計の承諾</p>	<p>受注者は第 2 章 3. 工事概要から 5. 施工範囲に示す費用の一切を負担するものとする。このほか、発注者及び受注者間の費用の負担は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="483 472 1449 725"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>費用の負担</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計諸元等条件変更に係るもの</td> <td>発注者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連工事との調整に係るもの</td> <td>協議による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不可抗力によるもの</td> <td>協議による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人為的ミスによるもの</td> <td>受注者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法・基準の改正に係るもの</td> <td>発注者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他本仕様書に定めのないもの</td> <td>協議による</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>受注者は、設計条件等の設計着手段階における確認を契約後速やかに監督職員に対し行わなければならない。</p> <p>受注者は、設計条件等を確認後、受注者の技術力及び経験等を活用し、別紙 1 実施設計作業項目内訳表の内容を着工後 35 日以内に完了させ提出し、その後承諾図書を 15 日以内に提出するものとする。</p> <p>なお、既設土木構造物の変更が伴う設計は認めない。</p>	項目	費用の負担	備考	設計諸元等条件変更に係るもの	発注者		関連工事との調整に係るもの	協議による		不可抗力によるもの	協議による		人為的ミスによるもの	受注者		法・基準の改正に係るもの	発注者		その他本仕様書に定めのないもの	協議による	
項目	費用の負担	備考																				
設計諸元等条件変更に係るもの	発注者																					
関連工事との調整に係るもの	協議による																					
不可抗力によるもの	協議による																					
人為的ミスによるもの	受注者																					
法・基準の改正に係るもの	発注者																					
その他本仕様書に定めのないもの	協議による																					
<p>第 19 章 条件変更の補足説明</p>	<p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 設計諸元等条件変更に係るもの 2) 関連工事との調整に係るもの 3) 不可抗力によるもの 4) 法・基準の改正に係るもの 5) その他本仕様書に定めのないもの 																					
<p>第 20 章 公共事業関係調査に対する協力</p>	<p>(1) 歩掛調査 本工事は、「歩掛調査」対象工事となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。 なお、歩掛調査の実施方法等の詳細については、事前に監督職員と打合せを行い調査するものとする。</p> <p>(2) 間接工事等諸経費動向調査 本工事が間接工事費等諸経費動向調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。 なお、間接工事費等諸経費動向調査の実施方法等の詳細については、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。 また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。</p>																					
<p>第 21 章 その他</p> <p>1. 電子納品</p> <p>2. 配置予定監理</p>	<p>工事完成図書を共通仕様書（施）第 1 章 1-1-27 及び第 1 章 1-1-29 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R） 正副 2 部 <p>請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入</p>																					

項 目	内 容
<p>技術者等の専任期間</p> <p>3. 工事の施工効率向上対策</p> <p>4. 工事付属品</p> <p>5. 現場環境の改善の試行</p>	<p>又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。</p> <p>また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> <p>なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。</p> <p>さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。</p> <p>受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解の上、対応するものとする。</p> <p>(1) 工事円滑化会議(施工条件確認会議) 工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、主任監督員(主催)及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>(2) 工事円滑化会議(工程確認会議) 工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、主任監督員(主催)、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>(3) 設計変更確認会議 工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、主任監督員(主催)、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。</p> <p>(4) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿(共通仕様書 様式-42)に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に1部を備え付けなければならない。</p> <p>本工事は、だれでも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。</p> <p>(1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ア 様式(洋風)便器 イ 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)</p>

項 目	内 容
6. 週休2日制工 事の試行	<p>ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）</p> <p>【付属品として備えるもの】 キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鏡と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品】 シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）</p> <p>(2) 快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格、基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。</p> <p>(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。</p> <p>(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。 なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。 ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。</p>

項 目	内 容															
<p>7. 週休2日制の促進</p> <p>8. 1日未満で完了する作業の積算</p>	<p>③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>(3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。</p> <p>② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。</p> <p>③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。</p> <p>④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</p> <p>⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</p> <p>(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費(率分)及び現場管理費(率分)を補正する。</p> <p>① 補正係数</p> <table border="1" data-bbox="480 994 1326 1245"> <thead> <tr> <th></th> <th>週単位の週休2日</th> <th>月単位の週休2日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場閉所率</td> <td>1週間に2日以上</td> <td>28.5%(8日/28日)以上</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>1.02</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費(率分)</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>現場管理費(率分)</td> <td>1.06</td> <td>1.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 補正方法</p> <p>当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。</p> <p>なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。</p> <p>また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。</p> <p>(1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。</p> <p>(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。</p> <p>(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の</p>		週単位の週休2日	月単位の週休2日	現場閉所率	1週間に2日以上	28.5%(8日/28日)以上	労務費	1.02	1.02	共通仮設費(率分)	1.05	1.04	現場管理費(率分)	1.06	1.05
	週単位の週休2日	月単位の週休2日														
現場閉所率	1週間に2日以上	28.5%(8日/28日)以上														
労務費	1.02	1.02														
共通仮設費(率分)	1.05	1.04														
現場管理費(率分)	1.06	1.05														

項 目	内 容
9. CORINS への登録	<p>適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>(3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>(4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p>
10. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について	<p>(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。</p> <p>(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。</p>
11. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について	<p>(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。 なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。</p> <p>(2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。 ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。</p> <p>○事業所長用</p> <div data-bbox="432 1099 1458 1435" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【被災農林漁家の就労機会の確保】</p> <p><input type="checkbox"/> 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。</p> </div>
第22章 定めなき事項	<p>(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。</p> <p>(2) この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

(別記様式1)

工期通知書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

東海農政局西濃用水第三期農業水利事業所長

藤澤 貴充 殿

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	西濃用水第三期地区 揖東幹線水路揖東西郡分水工水位調節ゲート設計・改修工事
工 事 場 所	岐阜県揖斐郡揖斐川町上ミ野地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

令和8年度

西濃用水第三期（農業水利）

西濃用水第三期地区 揖東幹線水路揖東西郡分水工水位調節ゲート設計・改修工事

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
1. 水門扉製作工	起伏ゲート			
(1)扉体工	起伏ゲート			
1)扉体工 (材料費) -水門扉-	起伏ゲート	式	1	
2)扉体工 (労務費及び塗装費)	起伏ゲート	式	1	
(2)戸当り工	起伏ゲート			
1)戸当り工 (材料費) -水門扉-	起伏ゲート	式	1	
2)戸当り工 (労務費及び塗装費)	起伏ゲート	式	1	
(3)開閉装置工	起伏ゲート			
1)開閉装置 (機器単体費・油圧式)	起伏ゲート	式	1	
2. 電気設備工				
(1)制御盤工				
1)制御盤工		式	1	
(2)計装機器工				
1)計装機器工 (河川・水路用水門)		式	1	
直接工事費				
1. 輸送費				
(1)輸送費				
1)輸送費	工場製作品の輸送費	式	1	
2. 水門扉据付工	起伏ゲート			
(1)水門扉据付工	起伏ゲート			
1)水門扉据付工	起伏ゲート	式	1	
2)水門扉据付工 (直接経費)	起伏ゲート	式	1	
3. 電気盤類据付工(用排水機以外)	起伏ゲート			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)電気共通設備工(用排水機以外)	起伏ゲート			
1)計装機器据付工(用排水機以外)		式	1	
2)配管工		式	1	
3)配線工		式	1	
4)配線機器等設置工(用排水機以外)		式	1	
4. 既設設備等撤去工	既設ゲート、既設油圧ユニット、既設盤			
(1)既設設備等撤去工	既設ゲート撤去			
1)既設設備等撤去工	既設ゲート撤去	式	1	
2)水門扉据付工(直接経費)	既設ゲート撤去	式	1	
(2)既設設備等撤去工	既設油圧ユニット撤去			
1)既設設備等撤去工	既設油圧ユニット撤去	式	1	
2)水門扉据付工(直接経費)	既設油圧ユニット撤去	式	1	
(3)既設設備等撤去工	既設油圧ユニット及び配管内油抜き			
1)既設設備等撤去工	既設油圧ユニット及び配管内油抜き	式	1	
(4)既設設備等撤去工	既設機側操作盤撤去			
1)既設機側操作盤撤去工		式	1	
5. 産業廃棄物処理工				
(1)産業廃棄物処理工				
1)産業廃棄物処分費(施設機械)		式	1	
一括計上価格				
1. 設計業務価格				
(1)設計業務価格				
1)設計業務価格		式	1	

【別紙1 起伏ゲート実施設計作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1. 現地調査	現地調査	○	
2. 設計計画	準備作業（資料収集等） 作業計画	○	
3. 詳細事項	操作制御方式の検討決定 付属設備の仕様・配置の検討	○	
4. 設計計算	設計計算書 材質・部材の検討決定 装置・諸元の検討決定 機器配置の検討決定 施工計画・工事工程計画の作成（概略）	○	
5. 設計図	一般構造図（全体配置図） 付属設備組立図 操作制御設備配置配線図 操作制御設備単線結線図 仮設図	○	
6. 材料計算	主要部材数量表（内訳表・集計表） 機器数量表（規格・容量）	○	

[別紙3 運転操作要領]

項 目	内 容
<p>1 運転監視操作の概要</p> <p>(1) 運転監視操作</p> <p>(2) 運転監視操作の優先順位</p> <p>2 運転監視操作の内容</p> <p>(1) 単独操作</p> <p>3 各ゲートの動作</p> <p>(1) 起伏ゲート</p> <p>4 操作場所と運転監視操作</p> <p>(1) 起伏ゲート操作</p> <p>5 保護警報</p> <p>6 水位の計測</p> <p>(1) 揖東西郡分木工上流水位</p>	<p style="text-align: center;">運転操作要領</p> <p>本ゲート設備は、機側操作盤からの機側操作とする。 なお、将来は中央管理所から操作を行う遠方監視操作を予定している。</p> <p>運転監視操作の優先順位は、機側操作、遠方操作の順とする。</p> <p>機側操作は、運転操作員がその動作を確認しながら運転する方式である。</p> <p>1) 平常時は、全起立とする。 2) 小水力発電設備停止時には、運転操作員により機側操作盤からの機側操作で全倒伏とする。</p> <p>運転操作位置の選択 ————</p> <ul style="list-style-type: none"> — 遠方操作 — 監視・操作 — 機側操作 — 単独操作 <p>異常状態を機側操作盤及び中央管理所に表示する。 保護項目 保護継電器動作 接点溶着</p> <p>分木工上流水位はオープントラジション区間に設置する電波式水位計により計測した信号を機側操作盤及び中央管理所に水位を表示するものとする。</p>